

子発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の
一部を改正する省令等の施行について（通知）

今般、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 64 号。以下「改正省令」という。）及び「児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 216 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 4 月 27 日付けで別添のとおり公布され、改正省令については 2020（平成 32）年 4 月 1 日より施行され、また、改正告示については平成 31 年 4 月 1 日より適用されることとなったが、その改正の趣旨及び内容並びに施行及び適用に当たっての留意事項は次のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏のないように期するとともに、管内市町村（特別区含む）、関係機関及び関係団体に対する周知を図らねたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、指定保育士養成施設の修業教科目（保育士養成課程）及び保育士試験の筆記試験科目の一部につき所要の改正を行ったこと。

第 2 改正省令の内容

1 筆記試験科目

筆記試験科目のうち「児童家庭福祉」を「子ども家庭福祉」に改めること。

2 経過措置

改正省令の施行以前に「児童家庭福祉」に合格した者は、その合格の年に「子ども家庭福祉」に合格したものとみなすこと。

第3 改正告示の内容

1 教科目

(1) 教授内容の整理に伴う教科目の変更（単位変更を含む。）

- ① 「乳児保育（演習）」（2単位）を「乳児保育Ⅰ（講義）」（2単位）及び「乳児保育Ⅱ（演習）」（1単位）に改めること。
- ② 「保育の心理学Ⅰ（講義）」（2単位）を「保育の心理学（講義）」（2単位）及び「子ども家庭支援の心理学（講義）」（2単位）に、「子どもの保健Ⅰ（講義）」（4単位）を「子どもの保健（講義）」（2単位）に改めること。
- ③ 「家庭支援論（講義）」（2単位）、「相談援助（演習）」（1単位）及び「保育相談支援（演習）」（1単位）を再編し、「子ども家庭支援論（講義）」（2単位）、「子育て支援（演習）」（1単位）及び「子ども家庭支援の心理学（講義）」（2単位）に改めること。

(2) 教科目の名称変更

教科目の名称の変更については、以下のとおり。

変更前		変更後
・「児童家庭福祉（講義）」（2単位）	→	「子ども家庭福祉（講義）」（2単位）
・「家庭支援論（講義）」（2単位）	→	「子ども家庭支援論（講義）」（2単位）
・「社会的養護（講義）」（2単位）	→	「社会的養護Ⅰ（講義）」（2単位）
・「保育の心理学Ⅰ（講義）」（2単位）	→	「保育の心理学（講義）」（2単位）
・「保育の心理学Ⅱ（演習）」（1単位）	→	「子どもの理解と援助（演習）」（1単位）
・「子どもの保健Ⅰ（講義）」（4単位）	→	「子どもの保健（講義）」（2単位）
・「保育課程論（講義）」（2単位）	→	「保育の計画と評価（講義）」（2単位）
・「保育の表現技術（演習）」（4単位）	→	「保育内容の理解と方法（演習）」（4単位）
・「子どもの保健Ⅱ（演習）」（1単位）	→	「子どもの健康と安全（演習）」（1単位）
・「社会的養護内容（演習）」（1単位）	→	「社会的養護Ⅱ（演習）」（1単位）

(3) 系列の変更等

教科目の系列のうち、「保育の表現技術」を削り、教科目「保育の表現技術（演習）」（4単位）の名称変更後の教科目「保育内容の理解と方法（演習）」（4単位）とする。

習)」(4単位)については、系列「保育の内容・方法に関する科目」に位置付けること。

また、教科目「子どもの健康と安全(演習)」(1単位)については、系列「保育の内容・方法に関する科目」に位置付けること。

2 経過措置

改正告示は平成31年4月1日から適用されるが、同年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者については、なお従前の例によること。

また、平成31年度に新たに指定保育士養成施設又は指定保育士養成施設の学部若しくは学科を設置する場合には、当該年度に当該施設に入所した者の修業教科目及び単位数並びに履修方法については、なお従前の例によることができること。

第4 留意事項

1 学則変更の手続き

指定保育士養成施設の設置者は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第5条第3項に基づき、当該施設の所在地の都道府県知事に学則の変更を申請し、その承認を受けなければならないこと。

2 保育士養成課程の改正における留意事項

指定保育士養成施設の保育士養成課程については、以下の点に留意の上改正を行ったため、各指定保育士養成施設においては、これに留意して養成を行うこと。

- ① 保育士養成課程を構成する教科目全体の体系化及び構造化を行い、各教科目の位置付け及び教科目間の関連性の明確化(特に基礎的事項の理解及びそれを踏まえた実践力の習得)を図ったこと。
- ② 保育所のみならず、保育士が勤務する児童養護施設、障害児支援に関する施設等の多様な施設を念頭に置き、子ども(18歳未満)及び家庭(保護者等)への支援が実践されるように見直しを行ったこと。
- ③ 子ども及び家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化する中において、保育の専門職としての継続的なキャリアアップ並びに他の専門職(医師、看護師、栄養士等)等との連携及び協働の必要性を踏まえ、現行の履修総単位数(68単位)を維持しつつ、指定保育士養成施設卒業時(保育士資格取得時)に履修すべき内容が過度にならないように配慮したこと。